

委員会提出議案第4号

加西市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、「加西市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」を議決されたく、加西市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年2月24日提出

加西市議会議長 原 田 久 夫 様

提出者 加西市議会運営委員長 土 本 昌 幸

加西市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

加西市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年加西市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「6月30日」を「6月1日」に改め、同条第2項中「5月25日」を「4月25日」に、「7月25日」を「6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。